

～青少年を性的対象として扱う図書類の実態把握・分析について～

大阪府青少年健全育成条例の現状

- 青少年の健全な成長を阻害するおそれのある図書類（書籍、雑誌、DVD等）を有害図書類として指定
- 図書類の販売業者等は、有害図書類を青少年に販売、貸付、閲覧等させてはいけない（違反した場合は30万円以下の罰金）
- 有害図書類を陳列する場合には、青少年が閲覧できないように個別包装したうえで区分陳列しなければならない（違反した場合は30万円以下の罰金）

指定基準

【個別指定】

内容が下記の基準に該当するものを、大阪府青少年健全育成審議会  
の諮問答申を経て、個別に指定  
青少年の性的感情を著しく刺激するもの  
青少年の粗暴性又は残虐性を著しく助長するもの  
青少年の犯罪を著しく誘発するおそれのあるもの

【全書指定】

審議会の諮問答申を経ることなく、一定の基準を満たすものを有害  
図書類とみなす  
（書籍・雑誌等）  
書籍等であって、全裸若しくは半裸での卑わいな姿態又は性交若  
しくはこれに類する性行為を描写するページの数が、総ページ数  
の10分の1以上又は合わせて10ページ以上を占めるもの  
（DVD等）  
DVD等で全裸若しくは半裸での卑わいな姿態又は性交若しく  
はこれに類する性行為で規則で定めるものを描写した場面が合  
わせて3分を超えるもの

【団体指定】

図書類の製作又は販売を行う者の組織する団体で、知事が指定し  
たものが審査し、青少年の閲覧等を不適当と認めたもの

～新たな課題の出現～  
18歳未満の青少年を性的対象として扱う図書類

東京都が新たに下記の表現等規制を内容として条例改正案を上程

- 非実在青少年の性交等（※1）を描写する図書類のうち強姦若しくは社会規範に反する行為を肯定的に描写したもので、青少年の性に関する健全な判断能力の形成を著しく阻害するもの
- 青少年性的視覚描写物（※2）
  - ① 非実在青少年の性交等で青少年が性的対象として取り扱われるもの
  - ② 13歳未満の青少年を性的対象として扱う図書類等
- 児童ポルノへの対応 等

（東京都条例（案）より）

- ※1 非実在青少年  
年齢又は服装、所持品、学年、背景その他の人の年齢を想起させる事項の表示又は音声から18歳未満として表現されていると認識されるもの。
- ※2 青少年性的視覚描写物  
・ 内容が青少年に対し性的感情を刺激するもののうち青少年が性的対象として扱われているもの  
・ 非実在青少年の性交等で青少年が性的対象として扱われているもの  
・ 青少年を性的対象として扱う図書類等 ※3
- ※3  
・ 青少年のうち13歳未満の者  
・ 衣服の全部又は一部をつけない水着又は下着のみを着けた状態  
・ 扇情的な姿態を視覚により認識できる方法で描写  
・ みだりに性的対象として描写

検閲課題

18歳未満の青少年を性的対象として扱う図書類の状況について、実態把握を行います。  
把握した実態を検証・分析し、条例による規制の必要性等を検討します。

① 図書類等の実態把握（18歳未満を対象）

- ・ 児童ポルノ（インターネット上の流通実態等）
- ・ 青少年を性的対象として扱う図書類等
- ・ 青少年性視覚描写物

- ⇒ 図書類の流通量（発行種別や発行部数）
- ⇒ 販売・区分陳列の状況等の把握  
（一般書店、コンビニエンスストア、成人向け書店、ゲームソフト販売店、自動販売機 等）
- ⇒ 現行の有害図書類指定制度での規制状況
- ⇒ 青少年がこれらの図書類等を購入・購読する機会の有無

② 青少年育成関係者の課題認識の把握

- ・ PTA、学校、教育学、児童福祉関係者、少年非行防止関係者、性教育関係者、思春期精神医療関係者 等

- ⇒ 現在流通している図書類の情報が青少年に影響を及ぼしたと考えられる事例等の有無
- ⇒ 有害図書類の青少年の購読・閲覧状況等
- ⇒ 子どもを性行為の対象とする図書類等の現状と取り組みの実態
- ⇒ これらの図書類が青少年の成長発達に与える影響 等

③ 青少年健全育成審議会第2部会で意見のとりまとめ

■ 現行の有害図書類指定制度に加えて、新たな規制を設ける必要性

■ 児童ポルノへの対応 等